

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 30 年 7 月 12 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800002号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1800011号

第1 結論

昭和36年4月から昭和37年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男(子)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正11年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年4月から昭和37年3月まで

母(訂正請求記録の対象者)が亡くなったので、年金事務所で手続を行ったところ、母の国民年金加入記録が見つかった。

母の国民年金の加入手続及び保険料の納付方法について、母から具体的なことを聞いていないため不明であるが、国民年金に加入しているのであれば、請求期間の国民年金保険料を納付していたはずなので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、訂正請求記録の対象者の国民年金手帳記号番号(*)は、昭和36年4月24日にA県B市において払い出されている上、オンライン記録によると、訂正請求記録の対象者は、昭和36年4月1日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得し、昭和37年4月2日に同資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、請求者は、訂正請求記録の対象者に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、請求者から訂正請求記録の対象者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な陳述は得られない上、訂正請求記録の対象者も既に亡くなっていることから、請求期間当時の具体的な納付状況等を確認することができない。

また、訂正請求記録の対象者に係る請求期間の国民年金保険料の納付について、B市及び日本年金機構に照会を行ったが、納付したことがうかがえる回答を得ることができなかった。

さらに、訂正請求記録の対象者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、請求期間について、ほかに訂正請求記録の対象者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。